

町内各小・中学校長 様
町内各幼児施設長 様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭
「公印省略」

飯豊町における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、山形県教育委員会より別添のとおり依頼がありました。これらを受けて、町内各小・中学校・各幼児施設においても、下記の点を踏まえた対応について、ご配慮願います。

記

1 基本的な考え方

- (1) 何よりも幼児・児童・生徒と同居家族の安全確保のため、基本的な感染防止策を徹底するとともに、学校・幼児施設における感染クラスター発生防止策を講じた上で、教育活動を継続する。
- (2) 出席停止（自宅待機・在宅勤務）及び臨時休業等の対応については、県からの通知と同様に実施する。

2 今後の教育活動上の留意点について

(1) 基本的な感染防止対策について

①マスク着用について

マスクの常時着用を指導すること。教室で昼食を取る際にマスクを外す場合は、会話をしないことや十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、指導すること。学校外にあってはマスクを外しての会話・会食を避けるよう指導を徹底すること。

②健康観察等について

ア健康観察を徹底し、風邪症状等がある場合には帰宅させること。
イ家族に感染者が確認されている場合や疑いがある者がいる場合はもとより、風邪症状等がみられる者がいる場合は、登校を控えるよう促すこと。併せて家庭に対しても協力を依頼すること。

③登下校時について

スクールバスや公共交通機関を利用する場合は、マスクを着用する、車内での会話を控える、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用する等の指導を行うこと。

(2) 修学旅行、宿泊を伴う学校行事及び校外学習について

①1学期末までの期間、県外との往來を控えること。

②実施にあたっては、マスクの常時着用を指導すること。食事をする際にマスクを外す場合は、会話を控えること、十分な間隔をとって同じ方向を向くなど、指導すること。

③健康観察を徹底し、家族に感染者が確認されている場合や疑いがあるものがある場合はもとより、風邪症等が見られる場合も、児童生徒、教職員の参加は見合わせるなど。

(2) 部活動について

①部活動の参加について

生徒自身に風邪症状がある場合は、部活動に参加せず、医療機関を受診すること。
また、同居の家族に風邪症状等があり心配な場合には、活動への参加を見合わせ、体調の経過観察を行うこと。

②マスクの着用について

部活動中においても、熱中症予防に十分配慮しながら可能な限りマスクを着用すること。また、部活動の前後や下校時においてマスクの着用の指導を徹底すること。

③他校との交流について（6月6日までの措置）

他校と交流する際（練習試合、大会参加等）、置賜地域の学校に限定すること。
ただし、上位大会につながる大会等への参加に限り、往来は可能とする。

（大会等に参加する際は、保護者等関係者に承諾を得るとともに、全行程において感染防止対策を徹底すること）

(3) 園外活動について

飲食を伴う活動は行わないようにすること。

3 その他

新型コロナウイルスについては、県内においても感染の状況が日々変化しています。今後、町内または近隣の市町で感染者が発生した場合など、追加的な対応をお願いする場合がありますことを申し添えます。